



# 京都府 府有林J-クレジット販売の御案内

京都府農林水産部林業振興課



# J-クレジットについて（森林管理プロジェクト）

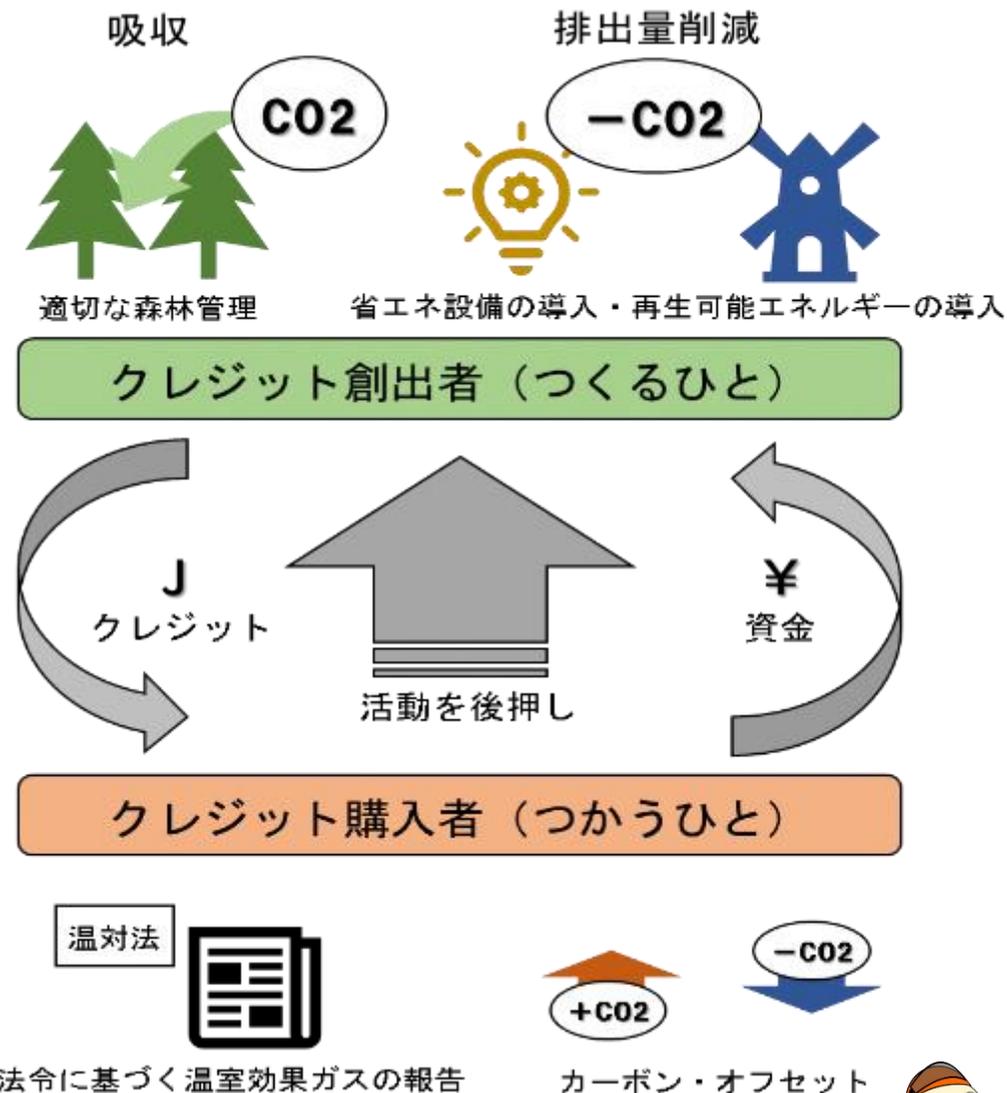
▶ J-クレジット制度は、CO<sub>2</sub>等の温室効果ガスの排出削減量（省エネルギー、再生可能エネルギー）や吸収量（森林吸収）を、「クレジット」として国が認証するものです。

▶ J-クレジットのうち、森林由来クレジットは、間伐など森林の適切な管理によるCO<sub>2</sub>吸収量をクレジットとして認証されるものです。

▶ 認証された「クレジット」を購入することで、温対法※の報告における排出係数の調整やカーボン・オフセットなど、さまざまな用途に活用できます。

※地球温暖化対策の推進に関する法律

▶ クレジットの購入代金は、クレジット創出者に還元され、間伐などの森林整備といった、さらなるCO<sub>2</sub>等の排出吸収の取組や、地域活性化等に活用されます。



# J-クレジットの活用方法

## <国内の法制度への報告>

### 温対法

温対法の調整後温室効果ガス排出量や、調整後排出係数の報告に利用可能です



### 省エネ法

省エネ法の共同省エネルギー事業の報告に利用可能です



## <海外イニシアチブへの報告 (CDP)>



再エネ発電由来のJ-クレジットは  
CDP質問書に再エネ調達量として報告できます



## <企業の自主的な取組み>

どうしても出てしまうCO<sub>2</sub>の分、



## <海外イニシアチブへの報告 (RE100)>



再エネ発電由来のJ-クレジットは  
RE100達成のために再エネ調達量として報告できます



出典：J-クレジット制度ホームページ (<https://japancredit.go.jp/>)

- J-クレジットは、温室効果ガス排出の削減や再エネ電力の調達について、自社の努力だけでは賅うことができない部分をカバーすることができます。国内の法制度（温対法、省エネ法）の報告、海外イニシアチブ（CDP、RE100）への報告、企業の自主的な取組み等、様々な用途への活用が可能です。
- なお、森林吸収由来のクレジットは、省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの推進などを目的としている省エネ法や海外イニシアチブへの報告には活用できません。



# クレジット種別による活用先一覧

	再生可能 エネルギー (電力) 由来クレジット	再生可能 エネルギー (熱) 由来クレジット	省エネルギー 由来クレジット	森林吸収 由来クレジット	工業プロセス、 農業、廃棄物 由来クレジット
<b>温対法の報告 (排出量・排出係数調整)</b>	○	○	○	○	○
<b>省エネ法の報告 (共同省エネルギー事業に限る)</b>	×	×	○※1	×	×
<b>省エネ法の報告 (定期報告における非化石エネルギー 使用量の報告)</b>	○※1	○※1	△※1※2	×	×
<b>カーボン・オフセットでの活用</b>	○	○	○	○	○
<b>GXリーグにおける排出量実績の報告</b>	○	○	○	○	○
<b>CDP質問書の報告</b>	○※1※3	○※1※4	×※5	×※5	×※5
<b>SBTの報告</b>	○※1※3	○※1※4	×	×	×
<b>RE100の報告</b>	○※1※3※6	×	×	×	×
<b>SHIFT事業の目標達成</b>	○	○	○	○	○
<b>経団連カーボンニュートラル行動計画 の目標達成</b>	△※7	△※7	△※7	○	△※7

※1 報告可能な値はプロジェクトごと、認証回ごとに異なります。

※2 EN-S-019、EN-S-043、EN-S-044の方法論に基づいて実施される排出削減プロジェクト由来J-クレジット（非化石エネルギーを活用するものに限る）のみ利用可。

※3 他者から供給された電力（Scope2）に対して、再エネ電力由来のJ-クレジットを再エネ調達量として報告することができます。

※4 他者から供給された熱（Scope2）に対して、再エネ熱由来のJ-クレジットを再エネ調達量として報告することができます。

※5 CDP気候変動質問書2021の設問C11.2にのみ、報告対象期間内の創出・購入量を報告可能です。

※6 RE100の基準改定に関する詳細はRE100のHPをご参照ください（<https://www.there100.org/>）。

※7 経団連カーボンニュートラル行動計画に参加している事業者が創出したクレジットは対象外です。制度記号が「JCL」のクレジットが使用可能です。



# J-クレジットの活用例

- クレジットは、温対法の報告など、企業活動により発生するCO<sub>2</sub>のオフセットに活用できるほか、以下の取組にも活用することができます。

## 工事現場をカーボン・オフセット

- 工事で利用する重機の燃料消費に係るCO<sub>2</sub>排出量相当分を、購入したクレジットにより相殺（燃料消費分をオフセットした軽油の利用など）

## カーボン・オフセット商品の開発

- 建設工事に使用する資材などの製造に係るCO<sub>2</sub>排出量相当分を、購入したクレジットにより相殺し、環境貢献型のカーボン・オフセット商品として府内の建設工事現場で使用
- 宿泊地が京都府内となる旅行商品について、交通機関を利用した移動に係るCO<sub>2</sub>排出量を、購入したクレジットにより相殺し、カーボン・オフセット旅行商品として販売

## 企業が所有する施設をカーボン・オフセット

- 企業が保有する保養所における冷暖房などに係る電気、ガス消費量相当のCO<sub>2</sub>排出量を購入したクレジットにより相殺し、CO<sub>2</sub>排出量0施設として運営

- ※ 他にも、イベント開催に伴うCO<sub>2</sub>排出量を、購入したクレジットで相殺し、0カーボンイベントとするなど、様々な取組みに活用できます



カーボン・オフセット



# J-クレジットの取引に係る税務上の取り扱い

- ▶ J-クレジット制度に基づいて発行されるクレジットの法人税及び消費税の取扱いは、以下のとおりです。
- 法人税については、クレジットを購入し、当該クレジットをJ-クレジット登録簿における同法人の保有口座から無効化口座に移転する場合には、当該クレジットが無効化口座に記録された日（当該J-クレジットの無効化口座への移転が完了した日）を含む事業年度において、原則として、当該クレジットの価額に相当する金額を国等に対する寄附金の額として損金の額に算入することができます。
- 消費税については、内国法人が他の内国法人にクレジットを有償譲渡した場合には、当該取引は消費税の課税の対象となりますが、内国法人による他の内国法人からのクレジットの購入については課税仕入れに該当し、仕入税額控除の対象となります（通常の仕入れ取引と同じ扱いです）。

## 【参考】

- 国内クレジットの取引に係る法人税の取り扱いについて  
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/bunshokaito/hojin/100326/>
- オフセット・クレジット（J-VER）の取引に係る税務上の取り扱いについて  
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/bunshokaito/hojin/121019/>

出典：J-クレジット制度ホームページ（<https://japancredit.go.jp/>）一部改変



# クレジットの取引価格について

▶ 取引の対象となるクレジットは、大きく分けて以下の2種類に分けられます。

<吸収系>

分類	主な方法論	生物多様性	水源涵養	参考単価 (※1)
森林	森林経営活動・再造林等	○	○	5,000円/トン
農業	バイオ炭・土壌炭素貯留等	○	△	40,000円/トン

<削減系>

分類	主な方法論	生物多様性	水源涵養	参考単価 (※1)
再エネ	太陽光パネルの設置等	—	—	5,610円/トン
省エネ	照明・空調の更新等	—	—	5,190円/トン
農業	水稻栽培中干延長等	△	△	5,374円/トン

(※1) 東京証券取引所HPの2026年1月5日の価格。なお、令和5年10月から令和8年1月までの売買状況によると、森林吸収由来のクレジット価格の平均は1 t-CO<sub>2</sub>(※2)あたり5,584円、省エネルギー(2,899円)、再生可能エネルギー(電力：4,648円、熱：3,747円)。

(※2) 1 t-CO<sub>2</sub>は、1 tのCO<sub>2</sub>を相殺することができるクレジットの量の単位

⇒ 森林吸収由来クレジットを選ぶメリットは・・・



# 各由来のクレジットについて

## <森林吸収由来のクレジット>

- 森林経営計画が作成され、同計画に基づく間伐などの施業が適切に行われている森林において、CO2を吸収した量がクレジットとして認証されるものです。
- 森林経営計画が作成され、計画的に間伐が行われている森林の幹材積成長量（樹種、林齢、地位で変わる）から計算された吸収量がクレジットとして認証されます。

## <省エネルギー由来のクレジット>

- 効率の良いボイラー、ヒートポンプ、空調設備、照明設備などを導入または更新することにより低減された、温室効果ガス排出量をクレジットとして認証されるものです。
- 年間1000トンの温室効果ガスであるCO2を排出するボイラーを使用している工場が、効率のよい新しいボイラーを導入（→省エネルギー活動）したことで、化石燃料の使用量が減り、年間CO2排出量が600トンになった場合、削減された400トンがクレジットとして認証されます。

## <再生可能エネルギー由来のクレジット>

- 太陽光発電、水力発電、風力発電、バイオマスボイラーの導入等により、化石燃料を再生可能エネルギーに代替した分がクレジットとして認証されるものです。
- 工場において電力をすべてCO2を多く排出する火力発電で賄っていて、年間1000トンのCO2を排出しているが、太陽光発電設備を導入して、電力の一部を太陽光由来に変えることで、排出量が年間300トンになった場合、削減された700トンがクレジットとして認証されます。



# 森林吸収由来クレジットについて

- ▶ 森林を構成する木や草は、成長する限りCO<sub>2</sub>を吸収しますが、どんな森林でもクレジットが認証されるわけではありません。
  - クレジットはCO<sub>2</sub>削減にかかる有価物として取引されるので、特に森林吸収クレジットは、将来における炭素固定の維持（→永続性）を担保する必要があります。（クレジットが認証された森林が、開発などにより森林でなくなったらCO<sub>2</sub>の吸収がされない）
  - そのため、森林経営計画が作成され、計画に基づく間伐などの施業が行われている森林（→適正に管理されている森林）がクレジット認証の対象となります。
- ▶ 森林吸収由来のクレジットの認証を受ける場合、以下の対応が必要となるため、認証や認証後の森林の管理にかかるコストは、省エネルギーや再生可能エネルギー由来よりも多くかかります。
  - ① 認証対象期間後も、10年間は森林経営計画を作成し計画的に間伐などの施業を行う必要がある
    - 間伐などの施業は、主伐ではないので基本的に利益は出ません
  - ② 吸収量の算定に必要な幹材積成長量を求めるため、地位のモニタリングが必要となる
    - 林相（→樹種及び植栽年度が同じ区域のこと）ごとにモニタリングプロットを設定し調査する必要があります。
    - 航空レーザーデータにより地位を特定する方法もありますが、データの解析は専門業者に委託する必要があります、コストがかかります。



# 府有林 J-クレジット創出事業の概要

▶ 令和6年度から、府有林（約7,000ha）を対象としたJ-クレジットの創出（クレジットの発行と販売）に取り組んでいます。

※令和6年度中にプロジェクト登録済み

- 府有林におけるCO2吸収量を算定し、J-クレジットの認証を受け発行されたクレジットを、販売することで、府有林の整備を促進します。
- 府有林のクレジットは、府域におけるCO2の削減（カーボン・オフセット）を一層進めるため、府内の企業を中心に販売します。
- 府有林のクレジットを購入することで、CO2削減目標の達成や、環境貢献型商品の開発・販売などに加え、京都の森林の整備を応援していることをPRすることができます。
- 令和7年度のクレジットの販売は、約5千～6千t-co2を予定しています。

J-クレジット制度  
J-CREDIT SCHEME  
プロジェクト登録証

プロジェクト番号: JCS-PJ00554

プロジェクトの名称  
京都府 府有林J-クレジット創出プロジェクト

プロジェクト実施者名  
京都府

代表者氏名  
西脇 隆俊 様

上記プロジェクトについて申請内容を審議した結果、プロジェクト登録要件に適合すると認められるため、J-クレジット制度実施要綱に基づき、J-クレジット制度に登録いたします。

登録申請日: 2024年11月25日  
J-クレジット制度 制度管理者  
経済産業省・環境省・農林水産省

プロジェクト登録証



再造林の状況



整備された府有林



# クレジットの販売について

- クレジットの販売は公募により行います。  
京都府HP：<https://www.pref.kyoto.jp/rinmu/news/jcredit-hanbai.html>
- 最低販売数量は1 t-CO<sub>2</sub>で、1 t-CO<sub>2</sub>単位で販売します。
- 購入を希望する者は申請書類を、持参又は郵送のいずれかの方法により林業振興課に提出していただきます。
- 以下の優先順位を踏まえ、購入予定者を決定します。結果は書面により通知します。
  - ① 購入したクレジットを、府内でのCO<sub>2</sub>削減に活用するため、長期間継続してクレジットを購入する者
  - ② 府内に本社又は本店が所在し、クレジットを府内でのCO<sub>2</sub>削減に活用する者
  - ③ 購入したクレジットを府内で活用する者
  - ④ 府内に本社又は本店が所在する者
  - ⑤ 購入単価が高い者
  - ⑥ 購入量が多い者
- 採用決定後、購入者と売買契約を締結します。購入代金が府に支払われた後、クレジットを購入者の口座に移転します。
- 長期間継続してクレジットを購入する場合は、協定を締結の上、毎年度、売買契約を締結します。(公募に申込みいただかなくても、協定に記載の数量を毎年購入することが出来ます)
- 令和7年度のクレジットの販売は、3月に公募する予定です。  
(令和8年度以降のクレジットの販売は、1月ごろを予定しています)



# 府有林クレジットの購入メリット

- 省エネルギー由来や再生可能エネルギー由来のクレジットは、CO2の「削減量」であり、CO2が除去されるものではありません。
- 森林吸収由来のクレジットは、唯一CO2の「吸収量」がクレジットとして発行されるもので、カーボンニュートラルの実現には、森林吸収由来のクレジットがより多く活用されることが重要と考えます。
- 森林吸収由来クレジットの購入は、森林整備の支援に繋がります。⇒京都の森林が豊かになります！
- 府有林の整備は、森林経営計画に基づき長期にわたり継続して行いますので、クレジットも継続して毎年販売します。

※ クレジットを御購入いただきましたら、京都府HPに掲載させていただきます（御希望がある場合）。

⇒ カーボン・オフセットへの積極的な取組は、SDGs達成に向けた貢献として、また環境への意識が高い府民などへのアピールができ、企業価値の向上に繋がります。

⇒ 皆様の事業活動に、カーボン・オフセットを取り込み、森林整備の支援につながる森林由来クレジットの御活用を御検討ください！



(府有林J-クレジットの販売に関するお問い合わせ先)

京都府農林水産部林業振興課 森林政策・流通係 075-414-5016  
林業活性化係 075-414-5006

Mail : [ringyoshinko@pref.kyoto.lg.jp](mailto:ringyoshinko@pref.kyoto.lg.jp)

※件名に「府有林クレジット」と記載してください

